

横須賀市療育相談センター給食業務委託仕様書

1. 件名 社会福祉法人青い鳥横須賀市療育相談センター（以下「療育相談センター」）給食業務委託

2. 履行期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

契約は1年ごとの更新で、最長4年間（令和2年4月1日～令和6年3月31日）同じ条件で契約更新することができる。

3. 履行場所 横須賀市小川町16番地 はぐくみかん

4. 委託業務内容

- (1) 食材料発注・検収及び支払
- (2) 調理、配食（食缶方式、1階パントリーまでの運搬）
- (3) 食器具類の洗浄、消毒、保管
- (4) 調理用設備及び機器の洗浄並びに点検
- (5) 厨房内の一般的な清掃業務

5. 委託業務の指示

特別食、行事食、イベント食を含んだ、昼食の献立・食数に関しては療育相談センターが指示するものとし、指示方法は下表のとおりとする。

内 容	指示方法	提 出 日
月間の献立予定	「月間献立予定表」の作成	前々月末
1か月分の献立及び食数を1日毎に指示	「特別食献立表」「食数表」の作成	前月中
1日毎の献立及び食数を最終指示	「食数表」の作成	当日

6. 給食実施内容

(1) 給食実施日数

年間約 220 日（欠食日は、土曜、日曜、祝日、年末年始、春・夏・冬休み及び療育相談センターが定める日。家族参観のため土日に給食を行う場合もある。）

(2) 給食数

最大 93 食（内訳は、幼児食：60、指導食：30、検食：2、保存食 1）

ただし、児童の出欠状況により実際の給食数は日々変動する。

(3) 給食内容

上記(2)の幼児食 60 食の中には、特別食が含まれる。

特別食の内容は、別紙1「特別食について」のとおりとする。

アレルギー対応、その他個別対応を行う場合がある。

行事食、イベント食は、通常の献立内容に多少の特色を加えた食事内容であり、特別に別途行う食事ではない。食材単価も通常の食材単価と同じである。

(4) 食事時間

昼食のみ 11:30～13:30（配膳時間 11:30 まで。下膳時間 13:30 まで。）

(5) 食材費単価（1人1食あたり）

幼児食（利用者） 250 円（外税）

指導食（職員他） 278 円（外税）

7. 経費負担区分

別紙 2「委託業務履行のために必要な経費の負担区分」に記載のとおり。

8. 支払方法

(1) 療育相談センターが指定した様式により調理業務実施日毎の喫食数を確認し、給食業務実施月の最終日以降に、受託者からの委託代金及び食材費に関する請求に基づき支払う。

(2) 請求書は、(A) 委託代金、(B) 幼児食、(C) 指導食（喫食数を含む）に分ける。

(3) 1ヶ月あたりの委託代金は年間の委託代金を 12 等分した額とする。この場合 1 円未満の端数は本契約の最終月の委託代金で調整する。）

(4) 食材費は、幼児食及び指導食それぞれの既定の 1 食あたりの食材費単価に喫食日前日の予定数を乗じた額とする。

9. 調理用設備・機器・備品

(1) 調理用設備・機器・備品

横須賀市児童相談所給食業務委託仕様書別紙 3「機器配置図」に記載のとおり。

(2) 上記設備・機器・備品の使用は無償とする。

(3) 上記設備・機器、備品の管理

受託者は、業務履行に当たり、調理用設備・機器・備品を事前に点検し、業務に支障を来すと判断される瑕疵を発見した場合は、直ちに療育相談センターに報告し、その指示に従わなければならない。

なお、受託者の責に帰すべき事由（故意又は過失）により、調理用設備・機器・備品が破損した場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。

10. 受託者の責務

(1) 業務履行上の注意

受託者は、業務を履行するにあたり、関係法令に違反することがないように留意すると同時に、食事の提供に当たり、施設の目的を十分理解し、かつ給食による事故を防止するため安全衛生に努めるとともに、継続的・安定的に業務を履行しなければならない。

(2) 調理業務に従事する者について

① 調理従事者は、原則として集団給食の 1 年以上の経験を有する者とする。

② 業務責任者の配置

受託者は、受託業務を円滑に履行するため、調理従事者の中から次の要件を満たす者を選任し、業務現場の業務履行上の責任者を配置する。

(ア) 栄養士または調理師の資格を有する者

(イ) 集団給食調理業務に3年以上の調理経験を有する者

③業務責任者の職務内容

業務責任者の主たる職務は、療育相談センターの管理者及び栄養士等と随時協議するとともに、業務の遂行管理、設備・機器・備品の衛生管理及び調理従事者の人事・健康管理とする。

④業務責任者代理の配置

受託者は、業務責任者が欠けたとき、その職務を代行する者を業務責任者代理として配置する。

⑤調理従事者の管理

(ア) 受託者は、調理従事者の検便を月1回、健康診断を年1回実施する。

(イ) 受託者は、上記の検査の結果、食品衛生上支障のある者、その他下痢腹痛、発熱、咳、外傷、皮膚病及び感染性疾患のある者を調理業務に従事させてはいけない。

(3) 衛生検査

受託者は、常に調理従事者に対する衛生教育を行い、調理設備・機器・備品の衛生管理の徹底に留意するとともに、定期又は臨時の自主的衛生検査を行うなどにより、衛生管理の状況の点検に努めなければならない。

(4) 給食委員会の開催

受託者は、療育相談センター栄養士・横須賀市児童相談所栄養士と受託者の調理従事者との間で、月1回の給食委員会の開催に協力する。

(5) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の解除及び契約期間終了後においても同様とする。

(6) 代行保証

受託者は、業務を履行できなくなった場合の保障のため、あらかじめ業務代行者を定めるものとする。この場合、代行者は受託者に代わって各契約条項を遵守する。ただし、受託者の義務は免責されない。

(7) 損害賠償

受託者は、業務実施にあたり、故意又は重大な過失により、療育相談センター又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11. その他

本仕様に定めのない事項及び不明な点については、療育相談センターと受託者が協議の上決定する。

特別食について

特別形態食

障害のあるお子さんにとって給食は、健康や成長に必要な栄養を、誤嚥や窒息を防いで安全に摂取するという目的のほかに、摂食機能の発達の段階に合わせた食形態にすることで機能の発達を促すという重要な目的があります。

特別形態食は、おいしく食べながら機能を獲得する練習食であり、訓練の教材なのです。

- ・献立・食材・調理法は、療育相談センターの管理栄養士より指示します。
- ・食数は 10～20 食程度です。（曜日によって増減あり）
- ・お子さんの状況に合わせ、5 段階の食形態を提供しています。
（但し、個別対応が必要な場合があります）

食種	摂食機能	食形態
☆経口摂取準備食	経管栄養から、はじめて経口で摂取する。味に刺激されて出た唾液を飲み込む練習をする。	下唇の内側に指でつけるためのなめらかなペーストを少量
☆えんげ食	嚥下機能獲得期 口を閉じ、舌を前後に動かして、飲み込むことができるようになる。	なめらかなペースト状 （そのまま飲み込める）
☆押しつぶし準備食	舌を前後に動かすことはできるが、舌で上あごに押しつけて上手に処理することができない。 舌の上下の動きを練習する。	ぽってりしたマッシュ状 （そのままでは飲み込めない）
☆押しつぶし食	押しつぶし機能獲得期 舌で食べ物を上あごに押し当ててつぶし、唾液と混ぜて飲み込める状態まで処理する。	形はあるが、舌と上あごでつぶせるやわらかさ （つぶせないと飲み込めない）
☆そしゃく食	そしゃく機能獲得期 舌を左右に動かし、奥歯に食べ物をのせて、すりつぶす練習をする。	歯ぐきでつぶせるくらいの硬さ （舌ではつぶせない）

アレルギー、その他の疾患

- ・個別に対応します。

委託業務履行のために必要な経費の負担区分

項 目	委託者の負担	受託者の負担
給食施設費（償却・修繕）	○	
什器・食器・調理器具・厨房備品の購入と補充費	○	
浄軟水器用カートリッジの交換費用		○
厨房用小物の補充費		○
水道光熱費	○	
冷暖房空調費	○	
事務所費（休憩室）	○	
残食処理費	○	
塵芥処理費	○	
廃油処理費		○
防虫・防鼠費	○	
厨房消毒費	○	
グリスフィルター、グリストラップ点検清掃費	○	
消耗品費（清掃用洗剤・用具、厨房用消耗品等）		○
食器自動洗浄用専用洗剤費		○
スチームオーブン用専用洗剤費		○
業務用電話機・FAX機の架設費	○	
コンピューター及び付帯経費（用紙等）		○
給食材料費（食材費は受託者が委託者に毎月請求）		○
労務費		○
保健衛生費		○
通勤交通費		○
教育研修費		○
福利厚生費		○
通信連絡費		○
消火設備費	○	
事務用消耗品費及び諸雑費		○
食品賠償責任保険付保険費		○
営業許可証取得費		○
その他委託者が負担する以外の経費		○
受託者の本社経費		○